

1 1 感染症予防

◆ 感染症予防

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)に基づき、感染症に対して患者の人権を尊重しつつ迅速かつ適切に対応し、感染症に関する正しい知識の普及、情報の収集、整理、分析及び提供を行った。

(1) 感染症対策

感染症法に基づいて、感染症の発生の予防及びそのまん延防止のため健康診断、消毒指導などを行った。感染症発生動向調査等により感染症に関する情報を収集し、医療機関等へ情報提供を行うことで、正しい知識の普及に努めた。

ア. 感染症発生状況

感染症法で定める全数把握感染症の届出状況は、表1から表3のとおりである。
なお、一類感染症及び二類感染症(結核を除く。)の届出はなかった。

表1 三類感染症届出状況

感染症名	人数
腸管出血性大腸菌感染症	24

表2 四類感染症届出状況

感染症名	人数	感染症名	人数
E型肝炎	1	レジオネラ症	3
			計4

表3 五類感染症(全数報告)届出状況

感染症名	人数	感染症名	人数
アメーバ赤痢	7(2)	梅毒	18
カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	11	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2
侵襲性肺炎球菌感染症	4	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1
水痘(入院例に限る。)	2	後天性免疫不全症候群	1
破傷風	1	-	-
			計47(2)

注:()は、推定される感染地域が海外の場合の再掲

イ. 集団発生状況

インフルエンザ様症状による学級閉鎖等の防疫措置(令和2年度中2020/2021シーズン)は、令和2年8月31日から実施されたが、令和2年度末日まで市内での学級閉鎖等の発生は表5のとおり認められなかった。

なお、過去の状況は、表6のとおりである。

表5 インフルエンザ様症状による防疫措置状況（延べ数）

施設区分	施設数				患者数	欠席者 (再掲)
	計	休校	学年閉鎖	学級閉鎖		
保育所	—	—	—	—	—	—
幼稚園	—	—	—	—	—	—
小学校	—	—	—	—	—	—
中学校	—	—	—	—	—	—
高等学校	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
計	0	0	0	0	0	0

表6 過去のインフルエンザ様症状による防疫措置状況（延べ数）

シーズン	2015/2016	2016/2017	2017/2018	2018/2019	2019/2020
施設数	162	130	177	110	103
患者数	2,099	1,893	2,550	1,468	1,244
欠席者(再掲)	1,842	1,586	2,106	1,315	1,109

注：各シーズンの年度末状況

ウ. 感染症の発生動向調査及び情報提供

感染症に関する情報を指定届出機関から収集し、基幹地方感染症情報センターで分析した結果を医療機関、教育委員会、市民等に提供した。

【指定届出機関 12 医療機関】

・小児科定点 9 定点 ・STD(性感染症)定点 4 定点 ・疑似症定点 2 定点
 ・内科定点 6 定点 ・眼科定点 2 定点 ・病原体定点 3 定点
 ・インフルエンザ定点 9 定点 ・基幹定点 1 定点

エ. 一般市民への啓発

感染症予防に関する正しい知識を普及するための出前講座の受付をしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施の実績はなし。

(2) 特定感染症予防対策

エイズを含めた性感染症の予防対策として、検査及び知識の普及啓発を実施した。

ア. エイズ等相談及び検査

世界エイズデーにあわせて12月3日夜間にHIV及び梅毒の検査を行った。

表1 相談及び検査件数等

検査項目			HIV相談
HIV	梅毒	クラミジア	来所・電話
10	10	-	0

注：令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりクラミジア検査未実施

イ. 普及啓発事業

エイズを含めた性感染症予防のため、キャンペーン事業を実施した。

世界エイズデー関連事業としてボランティア団体との共働によるレッドリボンツリー設置を行った。

世界エイズデー関連事業

実施行事名	協力機関	内容
広報活動 報道機関発表	各新聞社	世界エイズデー関連事業紹介
レッドリボンツリー設置 11月24日～12月25日	国際ソロプチミスト豊田	レッドリボンをアレンジしたツリーの設置(市役所東庁舎1階)
エイズ検査 夜間検査：12月3日		HIV検査

ウ. 肝炎ウイルス対策事業

感染症法に基づき、陽性者を早期発見し、早期治療に結びつけるため、市内在住で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがなく、肝炎に対する感染不安のある方に対し、市内の協力医療機関において、B型・C型肝炎ウイルス検査を実施している。

表2 肝炎ウイルス検査実施状況

受検者数	B型陽性者数 1)	C型陽性者数 2)	協力医療機関数
260	3	4	102

注 1) B型肝炎ウイルス検査において「陽性」と判定された人

2) C型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された人

エ. 肝炎ウイルスフォローアップ事業

B型肝炎ウイルス検査において「陽性」と判定された人及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された人について、重症化の抑制を図るために、肝疾患専門医療機関への受診勧奨をし、適切な検査や治療等に繋げることを目的に、豊田市肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業を実施している。

表3 フォローアップ事業対象者数

同意年度	B型	C型	B型+C型	計
令和2年度	14	8	—	22

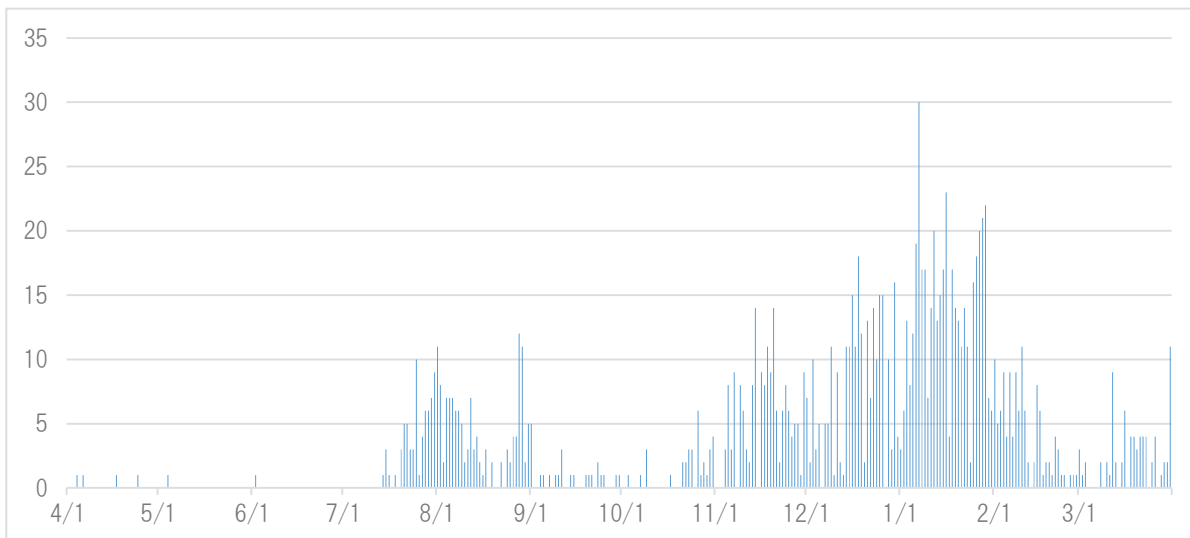
(3) 新型コロナウイルス感染症

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和3年2月3日に公布され、これに伴い、法の一部が改正され、同月13日から、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけについて「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更されたことにより、今後は期限の定めがなく対策が講じられるようになった。

ア. 発生状況

表1 新型コロナウイルス感染症等感染症届出状況

感染症名	新型コロナウイルス感染症
人数	1,289



イ. 検査実施件数(医療機関実施分)

新型コロナウイルス感染症は、帰国者・接触者外来でのみ検査実施可能であったが、本市においては令和2年10月26日からは「かかりつけ医」等地域の医療機関での検査が開始されている。

表2 検査実施件数

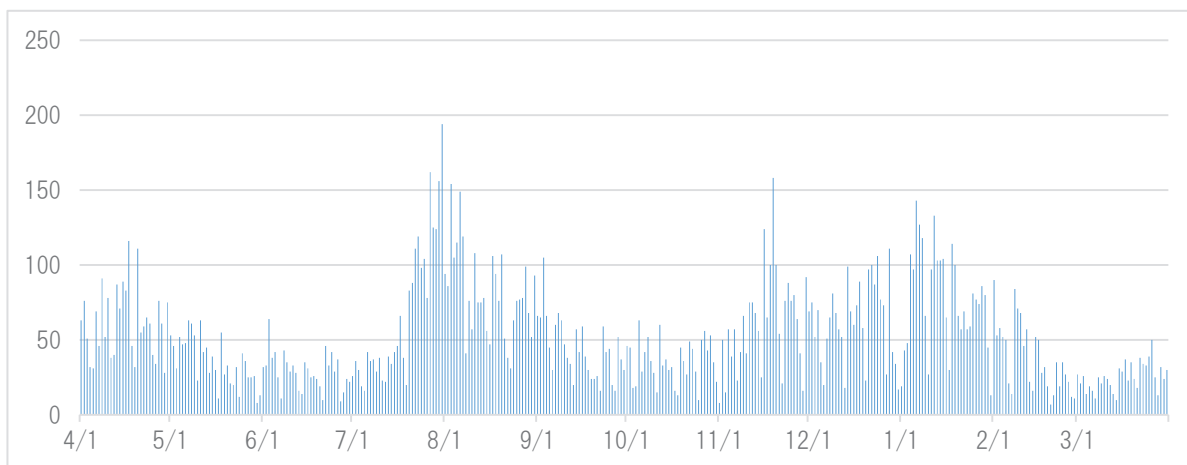
検査実施件数(件)	11,443
-----------	--------

ウ. 受診・相談センターへの相談件数

相談件数には、令和2年10月25日まで設置していた帰国者・接触者相談センターへの相談件数を含んでいる。

表3 相談実施件数

相談件数(件)	18,965
---------	--------

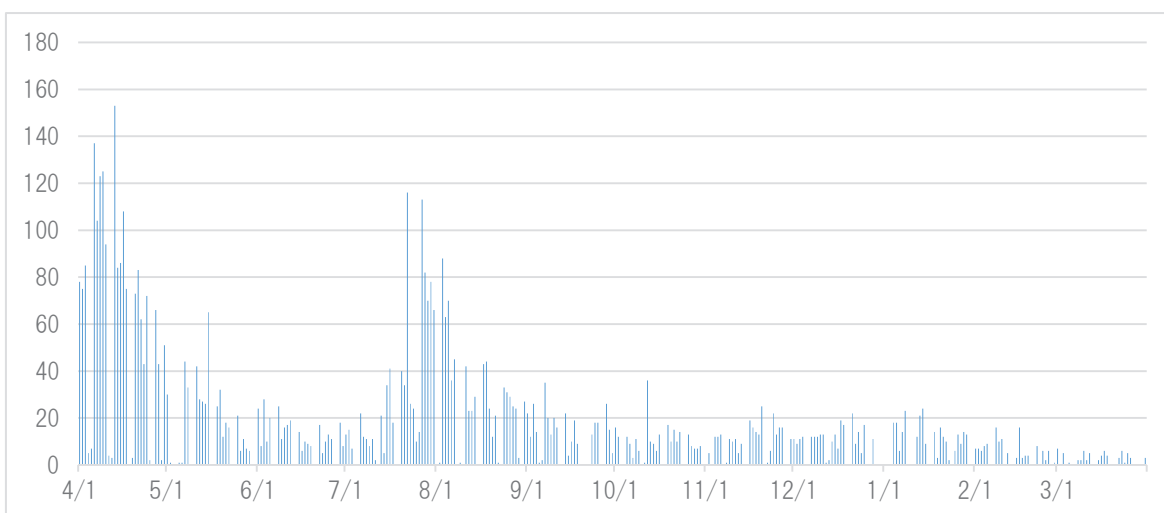


エ. 電話相談窓口への相談件数

新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談窓口を設置。

表 4 相談実施件数

相談件数（件）	5,798
---------	-------



◆ B型・C型肝炎患者医療給付事業

インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療等にかかる医療費助成として、B型・C型肝炎患者医療給付事業申請受付と県への進達事務を行った。

(各年度末現在)

年度	申請数				
	28	29	30	元	2
B型肝炎(新規)	19	23	18	25	8
B型肝炎(更新)	139	151	155	156	70
C型肝炎(新規)	145	70	58	61	28

◆ 結核予防

感染症法に基づき、定期及び接触者の健康診断を実施し、結核患者の早期発見に努めている。また、発見した患者の服薬支援を行うとともに接触者の健康診断の徹底を図ることで二次感染予防に努めている。

表1 結核管理図

(令和元年)

			豊田市	愛知県	全国	
まん延状況	全結核罹患率(10万対)		7.98	13.56	10.73	
	喀痰塗抹陽性肺結核罹患率(10万対)		1.41	4.49	3.92	
潜在性結核感染症			潜在性結核感染症治療対象者届出率(10万対)			
			6.34	6.73	5.90	
患者背景			新登録中外国籍割合(%)			
			29.41	17.68	9.43	
			新登録中65歳以上割合(%)			
			55.88	64.26	71.33	
患者	発見の遅れ	発病～初診2か月以上割合(%)		—	19.03	18.37
		初診～診断1か月以上割合(%)		22.22	27.15	21.15
		発病～診断3か月以上割合(%)		—	23.01	18.26
	接触者健診	新肺結核中接触者健診発見割合(%)		5.00	3.05	4.13
診断			新登録中肺外結核割合(%)			
			新肺結核中再治療割合(%)			
			新肺結核中菌陽性割合(%)			
			41.18	23.24	24.94	
			—			
			80.00			
			88.93			
			88.89			
治療	化療	新全結核80歳未満中Z含む4剤処方割合(%)		72.73	81.62	83.83
	入院期間	前年登録肺結核退院者入院期間中央値(日)		62.50	50.00	67.47
	治療期間	前年全結核治療完遂継続者治療期間中央値(日)		271.50	273.00	256.34
		年末活動性全結核中2年以上治療割合(%)		—	—	0.23
	治療成績	肺喀塗陽性初回コホート治療成功割合(%)		76.47	63.64	60.57
		肺喀塗陽性初回コホート死亡割合(%)		17.65	27.81	29.73
		肺喀塗陽性初回コホート失敗脱落割合(%)		—	0.27	0.87
		肺喀塗陽性初回コホート転出割合(%)		—	4.55	2.36
肺喀塗陽性初回コホート12か月超治療割合(%)		—	3.48	6.39		
			5.88			
			0.27			
			0.08			
情報管理			新肺有症状中発見遅れ期間把握割合(%)			
			—			
			新肺結核中培養等検査結果把握割合(%)			
			100.00			
			99.36			
			88.07			
			57.14			
			96.46			
			72.47			
			22.45			
			4.00			
			14.74			
その他			年末活動性全結核中生活保護割合(%)			
			4.76	8.14	4.50	

(1) 健康診断実施状況

感染症法第 53 条の 2 の規定に基づき、学校、事業所、市町村長等が定期的健康診断を行った(表 2)。患者家族等に対しては、同法第 17 条の規定に基づいて接触者の健康診断を行い、1 人が結核性胸膜炎と、3 人が潜在性結核感染症と診断された(表 3)。

表 2 定期健康診断実施状況

	対象人数	受診者 (A)	受診率	間接 撮影者数	直接 撮影者数	発見者数			
						結核患者 4)		予防内服 5)	
						数(B)	率(%)	数(C)	率(%)
総数	119,879	50,072	41.8	423	49,649	—	—	—	—
事業所従事者 1)	13,103	12,460	95.1	250	12,210	—	—	—	—
学生・生徒 2)	7,108	6,640	93.4	80	6,560	—	—	—	—
施設入所者	1,855	1,627	87.7	93	1,534	—	—	—	—
その他 3)	97,813	29,345	30.0	—	29,345	—	—	—	—

注 1) 事業所従事者は、医療機関・学校・介護老人保健施設・社会福祉施設の従業員

2) 学生・生徒は高校・大学等の入学時のもの

3) その他は 65 歳以上の者(肺がん検診・胸部エックス線検査受診者数)

4) 「結核患者」欄の率は、(B) / (A)

5) 「予防内服」欄の率は、(C) / (A)

表 3 接触者健康診断受診状況

	対象人数	受診者 (A)	受診率	発見者数			
				結核患者 1)		予防内服 2)	
				数(B)	率(%)	数(C)	率(%)
総数	291	287	98.6	1	0.35	3	1.05
患者家族	101	101	100.0	—	—	1	0.99
接触者	190	186	97.9	1	0.54	2	1.08

注 1) 「結核患者」欄の率は、(B) / (A)

2) 「予防内服」欄の率は、(C) / (A) であり、「予防内服」欄は年齢を問わず

表 4 接触者健康診断市検査実施状況

	検査項目				
	ツベルクリン 反応検査	IGRA 検査	胸部エックス 線検査	CT	喀痰検査等
総数(件)	11	252	23	1	1
患者家族	11	71	17	1	1
接触者	—	181	6	—	—

表5 接触者健診実施箇所一覧

接触者健診		当保健所で実施(件数)									
初発患者の登録		当保健所で登録					他保健所で登録				
所属	年度	28	29	30	元	2	28	29	30	元	2
	小中学校		—	—	—	—	—	—	—	—	—
高校		—	—	—	—	—	—	—	—	1	—
大学		—	—	—	—	—	—	1	—	1	—
専門学校		1	—	—	—	—	—	—	1	—	—
事業所		6	8	8	2	6	3	1	1	3	2
宿泊施設		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福祉施設(入所)		3	4	2	3	3	—	—	—	—	—
通所施設(デイサービス等)		2	3	2	2	2	—	—	—	—	—
娯楽施設		—	1	—	—	—	—	—	—	—	—
医療機関		6	—	—	1	2	—	—	1	2	2
その他		3	4	3	1	2	—	—	—	1	—
合計		21	20	15	9	15	3	2	3	8	4

(2) 結核患者管理

ア. 結核患者発生状況

結核患者の発生状況は、表6のとおりである。

年齢別の患者数(表7)は、70歳以上の患者が最も多く全体の42.5%を占めており、今後も高齢者に対する啓発を充実させ、患者の早期発見、まん延防止をできるよう、介護施設等の関係機関と連携することが必要である。

また、新登録患者の発見方法(表9)については、患者の77.5%が医療機関受診時であることから、有症状時の早期受診の重要性についても啓発していく必要がある。

表6 結核発生状況

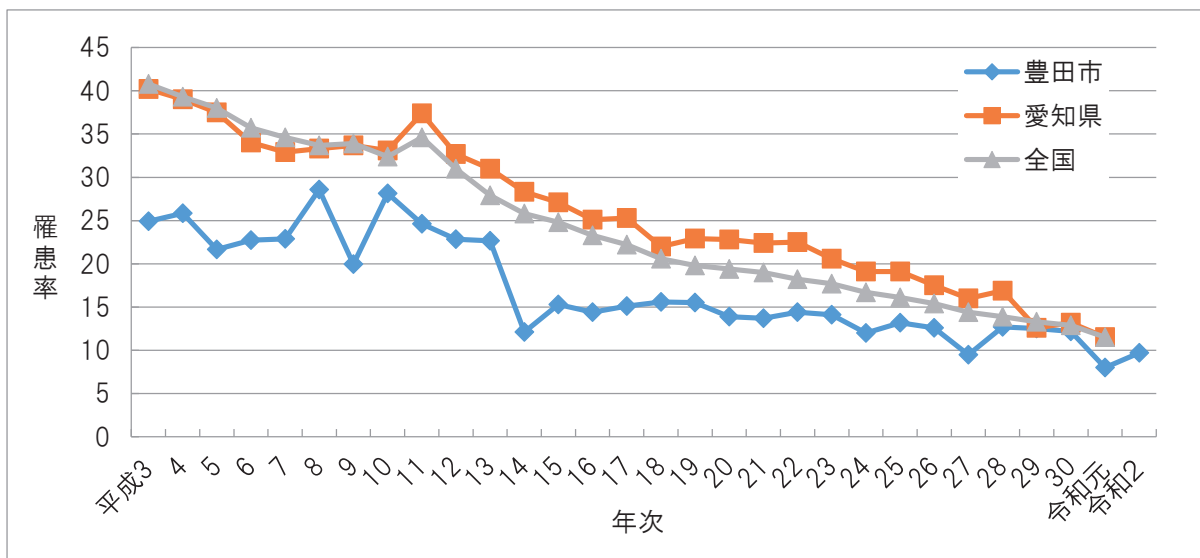
年	豊田市							愛知県			全国	
	人口	新登録患者数	うち外国人	罹患率	塗抹陽性罹患率	死亡数	死亡率	全登録者	罹患率	塗抹陽性罹患率	罹患率	塗抹陽性罹患率
28	424,716	54	14	12.7	4.9	5	1.2	106	14.9	6.4	13.9	5.2
29	423,865	53	17	12.5	4.3	2	0.5	118	12.6	4.9	13.3	5.0
30	425,828	52	14	12.2	4.0	5	1.2	105	13.2	4.5	12.3	4.6
元	426,142	34	10	8.0	1.4	1	0.2	100	11.5	3.4	11.5	4.1
2	423,084	40	15	9.5	4.5	1	0.2	86	—	—	—	—

注：「罹患率」及び「死亡率」は、各実数を人口10万対で除して算出した

：人口は毎年10月1日現在の推計人口である

：愛知県は名古屋市を除く

図1 新登録患者罹患率



注：平成17年からは合併後の罹患率

表7 新登録患者数一性、年齢階級別

(令和2年)

		活動性結核							肺外結核 活動性	潜在性結核感染症 (別掲) 治療中	
		総数	肺結核活動性					その他 菌陽性			菌陰性他
			総数	喀痰塗抹陽性			再治療				
総数		40	31	18	18	—		9	4	9	9
性別	男	27	22	14	14	—	5	3	5	6	
	女	13	9	4	4	—	4	1	4	3	
年齢別	0~4歳	—	—	—	—	—	—	—	—	2	
	5~9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	10~14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	15~19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	20~29	8	6	4	4	—	2	—	2	3	
	30~39	6	4	3	3	—	1	—	2	—	
	40~49	2	2	1	1	—	—	—	—	—	
	50~59	1	1	1	1	—	—	—	—	1	
	60~69	6	5	3	3	—	2	—	1	1	
70歳以上	17	13	6	6	—	4	3	4	2		

表 8 年齢階級別罹患率

		豊田市			愛知県 (名古屋市を除く)		全国	
		30年	元年	2年	30年	元年	30年	元年
総数		12.2	8.0	9.5	13.2	11.5	12.3	11.5
年齢別	0～4	—	—	—	0.4	—	0.5	0.4
	5～9	—	—	—	0.4	—	0.1	0.2
	10～14	—	4.8	—	2.4	0.4	0.4	0.2
	15～19	4.3	—	—	3.3	3.3	2.7	2.4
	20～29	16.9	5.6	15.4	12.1	13.0	10.1	9.2
	30～39	5.4	7.3	11.3	7.8	6.2	6.0	5.4
	40～49	3.1	1.5	3.1	6.7	3.9	5.5	5.3
	50～59	11.6	3.8	1.9	6.6	7.2	7.2	6.5
	60～69	6.1	10.4	12.9	9.9	7.2	10.0	9.1
	70～79	30.2	12.7	14.3	21.5	17.0	19.7	17.6
	80～89	50.7	35.9	33.5	67.7	60.2	51.2	45.4
	90歳以上	82.1	108.9	62.8	120.5	113.7	82.8	85.2
70歳以上	33.8	25.9	22.8					

注：愛知県は名古屋市を除く

表 9 新登録患者数—発見方法別

(令和2年)

		活動性結核							肺外結核 活動性	潜在性 結核感染症 (別掲) 治療中
		総数	肺結核活動性					菌陰性 その他		
			総数	喀痰塗抹陽性			その他の 結核菌陽性			
総数		40	31	18	18	—		9	4	9
健康診断	総数	8	7	3	3	—	3	1	1	5
	個別の健診	1	1	1	1	—	—	—	—	1
	定期の健診	6	6	2	2	—	3	1	—	—
	(学校)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(住民)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(職場)	6	6	2	2	—	3	1	—	—
	(その他)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	接触者の健診	1	—	—	—	—	—	—	1	4
(家族)	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
(その他)	1	—	—	—	—	—	—	1	3	
医療機関受診		31	23	14	14	—	6	3	8	2
その他		1	1	1	1	—	—	—	—	2
不明		—	—	—	—	—	—	—	—	—
登録中の健康診断		—	—	—	—	—	—	—	—	—

表10 年末現在登録者一性・年齢階級別

(令和2年)

	総数	活動性結核										潜在性結核感染症 (別掲)		
		総数	肺結核活動性						肺外結核活動性	不活動性結核	活動性不明			
			総数	喀痰塗抹陽性			登録時その他 の結核菌陽性	登録時その他 性その他						
				総数	初回治療	再治療						治療中	観察中	
総数	86	27	19	9	9	—	6	4	8	58	1	7	26	
性別	男	55	16	12	7	7	—	2	3	4	38	1	6	11
	女	31	11	7	2	2	—	4	1	4	20	—	1	15
年齢別	0～4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	10
	5～9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	10～14	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
	15～19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	20～29	13	4	2	1	1	—	1	—	2	9	—	2	3
	30～39	9	3	2	1	1	—	—	1	1	6	—	—	2
	40～49	5	2	2	1	1	—	—	1	—	3	—	—	3
	50～59	5	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	4
	60～69	14	4	4	2	2	—	2	—	—	9	1	1	2
70歳以上	39	14	9	4	4	—	3	2	5	25	—	2	2	
受療状況別	入院	8	8	5	4	4	—	—	1	3	—	—	—	—
	外来治療	18	18	14	5	5	—	6	3	4	—	—	7	—
	治療なし	60	1	—	—	—	—	—	—	1	58	1	—	26

イ. 結核患者支援の実際

患者支援は、「治療終了後の健診を含めた患者管理」から「治療成功をめざした患者支援」へと転換された。コホート検討会議にて患者支援の具体的な方法の検討、服薬状況治療成績等から1事例ずつの評価を実施し、効果的な患者支援体制の構築を図っている。

表11 コホート検討会達成状況／令和元年 コホート対象者(34人)の服薬支援状況

コホート分析結果(治療成績)		人数
1	治癒	5
2	完了	8
3	死亡	5
4	失敗	—
5	脱落	1
6	転出	1
7	12か月を超える治療	—
8	判定不能	—
その他(コホート評価外)		人数
1	肺外結核	11
2	転入	3
3	転症	—
計		34

＜参考＞

コホート分析による治療成績とは、「コホート集団の治療経過を追跡しその期間の菌所見の変化やその他の出来事(治療脱落、死亡等)を観察することによって日常診療の評価を行う」ことである。コホートとは、「一定期間内に治療を開始した患者の集団」であり、疫学では、同一条件の暴露を経験してきた集団のことを意味する。

医師による治療が完了しても、4剤治療180日、3剤治療270日に足りないものは「脱落」となる。このため、感染症診査協議会において、適正な薬剤治療についての意見書を提出している。

ウ. 精密検査(従来の管理検診)の状況

精密検査(従来の管理検診)は、感染症法第53条の13の規定に基づき、結核治療終了後の経過観察者及び治療中断者等に対して、その再発防止を目的に胸部エックス線直接撮影、喀痰検査等を実施している。

表12 精密検査受診状況

	対象者数	受診者数					未受診者数	
		延べ受診者数	管理検診 (保健所健診)	定期検診	医療機関	その他	放置患者	回復者
令和元年年新登録患者数 (潜在性結核感染症除く)	79	114	93	5	16	—	—	5
令和元年年新登録潜在性結核患者数	31	52	37	9	6	—	—	—
令和2年年新登録患者数 (潜在性結核感染症除く)	1	1	—	—	—	—	—	—
令和2年年新登録潜在性結核患者数	—	—	—	—	1	—	—	—
計	111	167	130	14	23	—	—	5

エ. 結核定期病状調査事業

結核定期病状調査事業実施要綱に基づき、病状把握が困難な結核登録者について、訪問指導等の結核対策の迅速化、円滑化を図ることを目的に事業を実施した。医療機関等に対して患者の病状の照会を28件行い、報告を求めた。この報告をもとに保健師による訪問等必要な指導を行い結核の再発や二次感染の防止を図った。

オ. 訪問指導等

患者や家族等に対して家庭訪問、面接を行った。人権に配慮しながら、家族や地域住民を感染・発病から守るために疫学調査を行うと同時に不安の軽減や正しい情報を提供するよう努めた。さらに、患者が結核の治療に対して積極的に向かうことができるように相談、助言等の支援を行った。

表13 保健指導の内容・方法別実施状況 (令和2年)

	家庭訪問	所内面接	電話相談
実人数	64	18	—
延べ数	273	35	473

カ. 地域DOTS実施における地域支援者との連携

患者の確実な服薬を支援するために、地域支援者(医療機関、施設、薬局等)との連携を図っている。平成23年度からは、新たに豊田西加茂薬剤師会との協力により薬局DOTS事業を開始した。すべての患者の確実な服薬支援の実施を目指し、治療完遂への支援を目的に実施している。地域支援者の協力を得ることで確実な服薬ができ、治療を終了することができた。実施報告書から服薬・受診の状況を把握し、支援者への助言を行った。

表 14 地域服薬支援状況

地域服薬支援者	人数	回数
高齢者施設	4	32
薬局	—	—

注：D O T Sとは、Directly Observed Ireatment Short Course(直接服薬確認療法)のことで、支援者が服薬を見守り治療を支援する方法

(3) 感染症診査協議会

感染症診査協議会は、市長の諮問に応じて、就業制限及び入院勧告・延長等の公費負担の申請に関する必要な事項を審議する機関である。診査件数は 85 件(うち感染症法第 37 条は 14 件、第 37 条の 2 は 71 件)であった。また、感染症診査協議会の意見を積極的に主治医へ伝え、その回答を感染症診査協議会に報告している(意見書件数：5 件)。

表 15 結核医療費の内容

(令和 2 年)

	支払基金		国保		後期高齢		合計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
37 条	32	8,605,244	12	1,200,369	20	1,433,957	64	11,239,570
37 条の 2	132	490,232	52	123,183	146	71,442	330	684,857

(4) 医療機関等の指定

結核の適正な医療を普及するため医療機関を指定している。

表 16 医療機関の指定数

計	病院・診療所	薬局
301	145	156

(5) コッホ現象報告例

コッホ現象とは結核の感染を受けている人に B C G 接種を行った場合に、接種部位を中心に起こる反応である。コッホ現象は結核の感染を疑い、医療機関からの届出に基づき、コッホ現象対応マニュアルに沿って精密検査を実施するが、令和 2 年度実績は 3 件であった。

(6) 結核予防対策事業費補助

定期健康診断の確実な実施を図るため、感染症法第 53 条の 2 の規定に基づき、学校長及び施設の長が行う定期的健康診断に要する費用(胸部エックス線撮影の経費)について同法第 60 条により補助を行った。令和 2 年度補助対象数は、14 法人(29 施設)、うち学校が 6 法人(7 施設)である。

◆ 定期の予防接種

予防接種法に基づき、集団予防を目的としたA類疾病(ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症)と、主に個人予防を目的としたB類疾病(高齢者のインフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症)の予防接種を実施した。

「子宮頸がん予防ワクチン」については、平成25年6月より積極的な勧奨を差し控えているが、令和2年10月に勧告の一部が改正されたことから、ワクチンの有効性、安全性に関する情報等の個別通知を実施している。

なお、予防接種法施行令の改正により、令和2年10月から「ロタウイルス感染症」が定期接種化された。

また、令和4年3月31日までの3年間に限り、昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性を風しんの定期接種(風しん第5期)の対象者とし、抗体検査・予防接種を実施することとなった。

(1) A類疾病

ア. 予防接種率の推移

表1 予防接種率の推移(定期予防接種のみ)

(単位:%)

年度	30	元	2
急性灰白髄炎(不活化ワクチン)	…	…	…
3種混合(第1期初回)	…	…	…
3種混合(第1期追加)	…	…	…
4種混合(第1期初回)	104.1	99.0	105.1
4種混合(第1期追加)	108.3	102.9	111.2
2種混合(第2期)	76.3	82.3	91.1

注:ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオのワクチンを合わせて「4種混合」、ジフテリア・百日せき・破傷風のワクチンを合わせて「3種混合」、ジフテリア・破傷風のワクチンを合わせて「2種混合」とする

:急性灰白髄炎及び3種混合については、4種混合への移行により対象者数の把握が困難なため計上しない

年度	30	元	2
麻しん風しん混合	第1期	100.5	99.6
	第2期	94.9	94.8

注:麻しん・風しんのワクチンを合わせて「麻しん風しん混合」とする

年度	30	元	2
日本脳炎(第1期初回)	108.1	98.9	102.1
日本脳炎(第1期追加)	98.6	103.2	91.2
日本脳炎(第2期)	95.5	89.1	89.7
BCG	104.2	97.1	106.2
子宮頸がん予防	1.0	1.5	9.9
水痘	100.1	99.3	100.8
B型肝炎	102.8	97.9	103.1

注:日本脳炎予防接種の被接種者数に特例は含まない

- ：ヒブ及び小児用肺炎球菌ワクチンについては、算定方法が異なるため計上しない
- ：ロタウイルスワクチンについては、2種類のワクチンがありそれぞれの接種回数が異なることから、分母となる接種対象者数を算出できないため計上しない
- ：接種率の算定において、分母となる接種対象人数を「当該年度の対象者数」としているため、統計上、被接種者数がこれを上回り100%を超過する場合があります

$$\text{接種率} = \frac{\text{当該年度の被接種者数}}{\text{当該年度の対象者数}} \times 100$$

○日本脳炎：厚生労働省の勧告により平成17年5月30日から日本脳炎予防接種の積極的勧奨の差し控えが行われたが、平成22年4月から3歳児に対して積極的勧奨を再開した。また、平成22年12月から、9歳から13歳未満の者において第1期(3回)が完了していない場合は、救済措置として未接種回数分を接種可能とした。(1期特例)。
平成23年5月から1期特例の対象を生後7歳6か月以降20歳未満に変更するとともに、第2期が完了していない者で、13歳以上20歳未満の者に対しても救済措置として接種可能とした(2期特例)(いずれも平成7年6月生まれ以降の者に限る)。なお、平成25年4月からは、1期特例、2期特例ともに対象が、平成7年4月2日生まれ以降の20歳未満の者に変更になった。
平成25年度に限り、行政措置として平成5年度、6年度生まれの者に対しても接種機会の確保に努めた(2期特例のみ)。

イ. 令和2年度予防接種実施状況

表2 急性灰白髄炎(ポリオ)

		対象者数	被接種者数	接種率(%)
初回	1回目	...	—	...
	2回目	...	—	...
	3回目	...	—	...
追加		...	7	...
計		...	7	...

表3 3種混合(ジフテリア、破傷風、百日せき)

			対象者数	被接種者数	接種率(%)
第1期	初回	1回目	—	—	—
		2回目	—	—	—
		3回目	—	—	—
	追加		—	—	—
計			—	—	—

表4 4種混合(ジフテリア、破傷風、百日せき、ポリオ)

			対象者数	被接種者数	接種率(%)
第1期	初回	1回目	3,131	3,265	104.3
		2回目	3,127	3,281	104.9
		3回目	3,134	3,324	106.1
	追加		3,094	3,440	111.2
計			12,486	13,310	106.6

表5 2種混合(ジフテリア、破傷風)

	対象者数	被接種者数	接種率(%)
第1期	—	—	—
第2期	4,107	3,740	91.1

表6 麻しん風しん混合

	対象者数	被接種者数	接種率(%)
第1期	3,318	3,224	97.2
第2期	3,781	3,599	95.2
計	7,099	6,823	96.1

注：(別掲)予防接種法施行令第1条の3第2項に該当する者(長期療養児)

第2期3人

表7 日本脳炎

			対象者数	被接種者数	接種率(%)
第1期	初回	1回目	3,511	3,560	101.4
		2回目	3,519	3,615	102.7
	追加接種		3,506	3,198	91.2
第2期			3,636	3,260	89.7
1期特例	初回	1回目	…	117	…
		2回目	…	135	…
	追加接種		…	265	…
2期特例			…	639	…
計			…	14,789	…

注：(別掲)予防接種法施行令第1条の3第2項に該当する者(長期療養児)

第1期追加2人

表8 BCG

対象者数	被接種者数	接種率(%)
3,133	3,328	106.2

表9 子宮頸がん予防ワクチン

	対象者数	被接種者数	接種率(%)
1回目	2,043	334	16.3
2回目	2,043	178	8.7
3回目	2,043	94	4.6
計	6,129	606	9.9

表10 ヒブワクチン

	対象者数	被接種者数
1回目	3,861	3,224
2回目	3,590	3,316
3回目	3,744	3,353
4回目	4,474	3,454
計	15,669	13,347

注：(別掲)予防接種法施行令第1条の3第2項に該当する者(長期療養児)
4回目1人

表11 小児用肺炎球菌ワクチン

	対象者数	被接種者数
1回目	3,841	3,183
2回目	3,605	3,219
3回目	3,649	3,245
4回目	4,374	3,360
計	15,469	13,007

注：(別掲)予防接種法施行令第1条の3第2項に該当する者(長期療養児)
4回目1人

表12 水痘

	対象者数	被接種者数	接種率(%)
1回目	3,321	3,248	97.8
2回目	3,304	3,430	103.8
計	6,625	6,678	100.8

注：(別掲)予防接種法施行令第1条の3第2項に該当する者(長期療養児)
1回目1人 2回目1人

表13 B型肝炎

	対象者数	被接種者数	接種率(%)
1回目	3,135	3,232	103.1
2回目	3,125	3,246	103.9
3回目	3,108	3,177	102.2
計	9,368	9,655	103.1

注：(別掲)予防接種法施行令第1条の3第2項に該当する者(長期療養児)
1回目1人 2回目1人

表14 ロタウイルスワクチン

		対象者数	被接種者数
ロタリックス	1回目	...	921
	2回目	...	759
ロタテック	1回目	...	572
	2回目	...	461
	3回目	...	351
計		...	3,064

表 15 風しん第 5 期

対象者数	抗体検査件数	予防接種件数
50,918	5,339	1,064

注：接種期間 令和 2 年 2 月 1 日～令和 3 年 1 月 31 日

(2) B 類疾病

65 歳以上の者、60 歳以上 65 歳未満の者で心臓、腎臓又は呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい有するものに対して、インフルエンザ予防接種を実施した。また、65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳になる者、60 歳以上 65 歳未満の者で心臓、腎臓又は呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい有する者に対して、高齢者用肺炎球菌ワクチン接種を実施した。

表 16 インフルエンザ

対象者数		被接種者数	接種率 (%)
65 歳以上	99,982	74,679	74.7
65 歳未満	142	131	92.3
計	100,124	74,810	74.7

注：接種期間 令和 2 年 10 月 1 日～令和 3 年 1 月 31 日

表 17 高齢者用肺炎球菌

対象者数		被接種者数	接種率 (%)
65 歳以上	13,131	3,812	29.0
65 歳未満	96	15	15.6
計	13,227	3,827	28.9

◆ 任意の予防接種

感染症の予防及びまん延を防止するために、ワクチンで防げる疾患に対し、任意予防接種の費用の一部助成を実施している。また、平成 31 年 4 月から医療行為により免疫を失った子の再接種費用の助成を実施している。

(1) 豊田市風しん対策事業

表 1

抗体検査	
対象者	以下の 1 から 3 のいずれかに該当する者 ^{注 1)} 1 妊娠を希望する女性 2 妊娠を希望する女性の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）などの同居者（生活空間を同一にする頻度が高い者）、又は、風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居者 3 30 歳以上 50 歳未満の男性
助成金額	6,740 円（自己負担なし）
助成回数	1 回
検査人数	1,005 人

注 1) いずれも、過去に風しん抗体検査を受けたことがある者、明らかに風しんの予防接種歴がある者、検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある者若しくは定期予防接種対象者（昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性）は除く

ワクチン接種	
対象者	上記抗体検査を受け、抗体価が低いと確認できた者
ワクチンの種類	A 麻しん風しん混合ワクチン B 風しんワクチン
助成金額	A 5,000円 B 3,000円
助成回数	1回
被接種者数	麻しん風しん混合 584人 風しん 45人

(2) 豊田市麻しん対策事業

表2

抗体検査	
対象者	以下の1及び2に該当する者 1 1歳以上の者 2 予防接種法に基づく定期予防接種対象者、麻しん既往歴がある者及び既に麻しんの予防接種（定期任意問わず）を2回接種したものを除く
助成金額	2,650円（診療報酬に準ずる検査実施料・判断料を含む）
助成回数	1回
検査人数	806人

ワクチン接種	
対象者	原則、上記抗体検査を受け、医師により予防接種が必要と判断された者
ワクチンの種類	A 麻しん風しん混合ワクチン B 麻しんワクチン
助成金額	A 5,000円 B 3,000円
助成回数	1回
被接種者数	麻しん風しん混合 147人 麻しん 19人

(3) 豊田市任意予防接種費用助成事業

表3

		対象者	助成金額	助成回数	被接種者数
おたふくかぜ		1歳以上小学校就学前 (平成26年4月2日生以降の子)	2,000円	1回	3,437
ロタ	ロタリックス	生後6週から24週まで	4,500円/回	上限2回	2,080
	ロタテック	生後6週から32週まで	3,000円/回	上限3回	1,674

(4) 豊田市特別の理由による任意予防接種費用助成事業

表4

助成人数	3
------	---

◆ 環境衛生

衛生の確保が必要な施設について、営業の許可、変更、廃止等の届出を受理するとともに、立入検査を行い、構造設備に関して必要な措置を命ずるなど各施設の衛生保持等について監視指導を行っている。

また、健康被害を未然に防止するため、家庭用品の化学物質の検査を実施している。

(1) 環境衛生関係営業施設の衛生

環境衛生関係営業施設については、旅館業法、公衆浴場法、興行場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法に基づき、各施設の衛生保持や自主管理状況等について監視指導を行った。

表1 営業施設及び監視状況 (令和2年度末現在)

	総数	旅館	公衆浴場	興行場	理容所	美容所	クリーニング所 (取次所含む)
施設数	1,244	89	51	9	323	595	177
監視延べ件数	112	15	6	5	33	49	4

(2) 特定建築物の衛生

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、店舗、事務所等で多数の者が利用し、その維持管理について衛生の確保が特に必要な施設について、監視指導を行った。

表2 特定建築物施設及び監視状況 (令和2年度末現在)

	総数	興行場	店舗	事務所	学校	旅館	その他の特定建築
施設数	160	2	36	90	4	14	14
監視延べ件数	17	1	8	4	—	2	2

(3) 墓地・火葬場・納骨堂

墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地、火葬場及び納骨堂の経営許可等にあたって、公衆衛生、その他公共の福祉の見地から管理運営が支障なく行われるよう指導を行った。

表3 墓地、火葬場及び納骨堂の状況 (令和2年度末現在)

	墓地	火葬場	納骨堂
施設数	3,630	1	17

(4) 古瀬間聖苑利用実績

墓地、埋葬等に関する法律に基づき、死体、体の一部等の火葬を行った。

表4 古瀬間聖苑火葬件数

年度	28	29	30	元	2	
合計	3,578	3,626	3,637	3,694	3,790	
豊田市	大人	2,966	3,034	3,013	3,043	3,157
	子ども	10	8	10	6	6
	その他 2)	91	114	94	89	87
みよし市	大人	335	295	341	349	364
	子ども	4	1	—	—	3
	その他 2)	7	10	12	12	17
圏域外 1)	大人	142	148	142	168	150
	子ども	1	1	5	1	—
	その他 2)	22	15	20	26	6

資料：福祉部 総務監査課

注 1) 圏域外とは、豊田市及びみよし市以外の市町村をいう

2) その他とは、死産児、胞衣、産汚物等をいう

(5) 水道施設

水道法に基づく専用水道及び簡易専用水道に対し、衛生的で安全な飲用水が供給されるよう、適正な維持管理について指導した。

表5 水道施設の現状及び監視指導状況 (令和2年度末現在)

	総数	専用水道	簡易専用水道
施設数	630	18	612
監視延べ件数	—	—	—

(6) プールの衛生

愛知県プール条例に基づいて、プールにおける公衆衛生を保持するため、その設置及び維持管理の適正を図るよう、監視指導を行った。

表6 プール設置状況及び監視状況 (令和2年度末現在)

	総数	学校	営業用	その他
施設数	132(21)	109(1)	21(18)	2(2)
監視延べ件数	—	—	—	—

注：()内は、通年プール施設数の再掲

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施。

(7) 温泉

温泉利用の適正を図るため、温泉法に基づき温泉を利用している施設(公衆浴場、旅館業等)の指導を行った。

表7 温泉の状況 (令和2年度末現在)

温泉利用施設数	25
監視延べ件数	1

(8) 家庭用品

上着、下着等の繊維製品、洗剤などの家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を防止し、安全性の確保を図るため、家庭用品の試買試験検査を実施した。

表8 検査の状況 (令和2年度)

検査数	—
基準違反件数	—

注 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施。

◆ 住環境衛生

住宅構造の気密化や生活様式の変化に伴う、刺咬被害・アレルギーの原因であるダニ等の発生やホルムアルデヒド等各種化学物質による室内環境汚染についての相談を受けている。

衛生害虫の駆除については、発生源への対策や殺虫剤の使用方法等について住民への啓発を行っている。

住環境衛生に対する相談：150件